

第一百七十九回国会 財務委員会

議 錄 第 五 号

平成二十年十一月五日(水曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長

田中 和徳君

理事

江崎洋一郎君

理事

竹本直一君

理事

吉田六左門君

理事

松野 賴久君

理事

石原 宏高君

理事

越智 隆雄君

理事

亀井善太郎君

理事

佐藤ゆかり君

理事

関 芳弘君

理事

原田 憲治君

理事

広津 素子君

理事

三ツ矢憲生君

理事

盛山 正仁君

理事

池田 元久君

理事

大畠 章宏君

理事

下条 みづ君

理事

古本伸一郎君

理事

谷口 隆義君

理事

糸川 正晃君

理事

内閣総理大臣

財務大臣

(金融担当)

内閣府副大臣

財務副大臣

内閣府大臣政務官

政府参考人

今、世界の金融サービスの総額は幾らぐらいかということを役所に聞きましたら、二・二京、京というものは一兆円でございまして、二万二千兆円というのが総和だということでございましたて、世界のGDPの約四倍になつております。日本のGDPは約五百兆円余りですから、いかに大きいかということがわかります。

今回の一連の金融クライシスで約一千兆円くらいのお金が消えていったとも言われております。したがって、かつて経験したことのない最大の危機とも言われますこの危機を世界はどのようにして克服していくのか、大きい国際的な政治課題でもあるわけであります。

アーリカのブッシュ大統領のもとを訪れます。ワシントンで金融サミットを開催しろ、こういうことを言わされました。市場主義者と言われるブッシュ大統領がよくぞこの御提案をのんでこの会議の開催に応じたと私は思つておりますけれども、その会議に我々の麻生総理が出席されるわけであります。

うことを既に決定し、一部では既にお金も投入しております。世界の先進国がこういった状態のときには、比較的傷が浅いと言われている日本の経済でありますけれども、我が国もまたこれらの諸国と同じ構えを姿勢としてやはりやるべきときに来ているのではないか。その大事な会議に我々の麻生総理が御出席されるわけであります。

その出席される麻生総理に、この国際的な連携の義務感を世界に鮮明に言つていただくなめにも、私は、はつきりとした日本の態度、そしてみんなと一緒にしっかりとした安全な体制をとるんだというふとをぜひしっかりと言つていただきたい。麻生総理は英語が非常に上手でございますので、ぜひ英語も交えて、国際的な理解の中で、

日本の経験がうまくいったというところも確かにあります、その経験も他国に教えながら、ぜひこの国際舞台で大いにリーダーシップを發揮していただきたいと私は思っていますが、これに臨まる限りは百年に一度の金融によります危機、他国にとりましては金融災害とでもいうべき物すごい暴風雨みたいなものが吹いてくると思っております。

そういう経験というものを我々は大事にしておくべきものだと思いますので、こういったものを含めまして、去る三十日に発表させていただきまして日本としての経済対策、景気対策、今お願いしておりますこの法案を含めまして、こういったものをきちんととしてやっていくんですが、今回のものは短期的なものと中長期的なものと両方考えておかねばならぬと存じます。

したがつて、会計基準のあり方とか、また格付機関のあり方とか、そういうもののを含めまして、こういう金融派生商品に対して一ヵ国だけで

今回議論になつております金融機能強化法、二兆円の枠でやつてきましたけれども、実際使われた額がことしの三月までで約四百億円あります。今回、こういう経済情勢の中で、しかも金融機能強化法を改正してやるんですが、どれぐらいのボリュームを予想しておられますか、相場観をちょっととお聞かせいただきたいと思います。

○中川國務大臣 今竹本委員御指摘のように、現在、現行の金融機能強化法におきましては、約二兆円がまだ残っているわけでございます。これをどのぐらい中小企業、地域経済に対する貸し出しのために金融機関に資本参加をするかということについては、この法の趣旨、あるいは今総理からも御答弁ございました生活対策の目的のために必要な経費としてどのぐらいかということについては、私は慎重に検討する必要があると思っておりま

ども、他方、余りにも十分過ぎると、逆に、そんなに資本注入が必要なんですか? という逆のメッセージを与えることになりますので、状況を見つつ、この法案が成立いたしましたときまでに、対応をしつかりして数字を決めさせていただきたい。」

いところに思っておられました。
○竹本委員 もう一点でございますけれども、今回の大公的資金の注入によりまして、最終的には中小企業にしっかりと資金が回らなきやいけないんですね。その辺の対策として、どういう工夫をしてもおられますか。

いるんですね

切な、しかしながら末端に、中小企業に行くとい
う、その刃の具体的な措置についても伺い、そ

のような可能性が高い場合には、我々は、金融の重要性からいって、きっちりとした対応もしていかなければなりません。

あります
ですか

思いますが、総理のお考え方をお聞きしたいと思
います。

○**伊川国務大臣**　たいと思ひます。

金融の決済機能、信用機能というものが十分にこの厳しい中小企業あるいは地域経済のお役に立てるよう、資本参加をすることによって、特に中小企業、地域経済に対して貸し出しができる、融資を円滑化するということが非常に大事でございます。

そういう意味で、今回、資本参加を国に求めるときには、経営強化計画というものを出していただかなければなりません。そこで、民間の専門家の方々の御意見も聞きながら、経営判断をして資本参加の判断をしていくわけでございます。そしてまた、その後の金融庁の監督あるいはまた計画との乖離がある場合には必要な報告等を求めるということにしておりますけれども、その計画についても、法律が通った後に、具体的に、できるだけ明確にできるよう努めます。必要があるというふうに思つております。

一つの例を申し上げますならば、例えば四%の自己資本を、仮に欠けていた場合でも、それだけをもって例えれば経営責任を問わないとか、他方、経営責任を問わなければいけない状況であれば、それはそれとしてやつていくのは当然のことですが、

まして、八百八十兆円とか言われる債務は抱えておりますが、他方、個人金融資産は千五百兆円とも千六百兆円とも言われる額を持つております。この運用先が国内にない、預金をしても金利がつかない、株に投資をしても下がるばかりだ、そこで、仕方なく外国の、オーストラリアとかアメリカとかそういうったところへ資金運用に回つていい、これが日本の経済の大きい特質だろうと思つております。

そのためには、国の金を使うんじやなくて、民間の金融資産を使おうじゃないか。PFIという方式も一つの方法でしようし、それからプロジェクトファイナンス方式で最近いろいろ議論されておりますけれども、SPCが新型証券、これは政府ないし公的機関が保証をつけた株券でありますけれども、それを発行することによって資金を集め、そのお金で地域活性化事業ないし公共事業をやっていく。いい例を挙げますと、例えばヨーロトンネル、あのロンドンとパリのユーロトンネル、あれもPFIでやつております。

ますけれども、アメリカの内外需を見ると、アメリカは内需が一・六%、外需が〇・六、ヨーロッパは内需が二・二、外需が〇・六、イギリスは内需が三・八%に對して外需がマイナス〇・六%、使う

ばかりです。日本の場合は、内需が〇・五に対して外需が〇・九。はつきりと違いますのは、諸外国は内需中心の経済、我が国は外需中心の経済で

あります。
ですから、この極めて特異な形を今の経済状況
の中はどう生かすかということを考えますと、や
はりこれからは外需に頼るのじゃなくて内需に頼

○**麻生内閣総理大臣** 今竹本先生御指摘のありましたように、日本の場合、今、外需依存率がG.D.P.を上回る程であります。

ないと、だって、アメリカも景気が悪いから物をこれから販いません、アメリカに輸出して、いた中国は景気がどんどん悪くなる、そうすると、中国に投資している日本の企業も経営内容は悪くなるわけでありますから、運用先は、国内にしかないとは言いませんけれども、国内中心にせざるをばしてきた。

にどういうことをすればいいか。今回の麻生総理の出されました生活対策の中に、住宅の投資減税というのが書かれておりました。これは大事なことだと思います。お金を有効に使う先をつくってやることが必要だと思います。所得減税も必要ですが、法人税の減税も必要だと思いますけれども、私は、やはり具体的に政府に内需活性化対策本部でもつくって、総理が本部長にでもなつて、そして内需活性化に役立つプロジェクトをどんどん進めていく。
得ない、そういう目で見ますと、やはり内需拡大に御指摘のあつたように、中国が伸びた。その中國からアメリカに輸出しておりましたので、その関連でアメリカも伸びた。いろいろな形でアメリカ对中国への輸出、もちろんヨーロッパも含めまして大きかつたのが、いずれも今回厳しいことになる。すなわち、景気が悪くなるということは、イコール輸入が減るということを意味しております。したがって、その意味でいきますと、日本はこれから景気を振興する、経済を活性化させるために、内需振興というのを避けて通れないところだと思つております。

そのためには、国の金を使うんじゃないなくて、民間の金融資産を使おうじゃないか。P.F.I.という方式も一つの方法でしようし、それからラ・プロジェクトファイナンス方式で最近いろいろ議論されておりますけれども、S.P.C.が新型証券、これは政府ないし公的機関が保証をつけた株券でありますけれども、それを発行することによって資金を集め、そのお金で地域活性化事業ないし公共事業をやつしていく。いい例を挙げますと、例えばユーロトンネル、あのロンドンとパリのユーロトンネ

ただ、今御指摘のありましたように、日本として内需を振興するときに、今まで公共工事というものを主にしておりましたが、今回の五兆円といふもの、真水の五兆円の中に占めます公共工事の割合は数千億（三千億ぐらいだと思ひますので、そういうふた意味では、今までのものとは全く違つた形になつておる。住宅ローン減税であつてみたり、いろいろなものが入つてまいりますので、民間の持つております活力をと、いうのが一点。

ただ、企業が、今資金を銀行から借りて金利を

ル、あれもP.F.I.でやっております。このように、世界各地にはこういう民間資金を使つた公共事業の成功例がたくさんあります。これをぜひ国内でやっていただくと、内需の拡大に非常に大きく役立つのではないか。

ですから、総理の進めておられる税制プラス政
府の断固たる決意を、こういう体制をつくつてい
ただいて、ぜひ内需拡大を図っていただきたいと

のいわゆる新しい内需が拡大されることにつながっていくものにその主たるもの振り向けていかない、日本は景気は急にはなかなか直っていない。そして、底が出て、企業が金を借りてでも設備投資をしようという気にさせる、そこが一番難しいところだと私自身はそう思つております。

今御指摘がありましたように、今回生活対策という言葉を申し上げましたけれども、ぜひ、今、目先景気対策というもの、これは我々にとつてはしゃにむにやらないと失速しかねない状況にあると思いますので、今言われました点を含めまして、内需の拡大をいかにやるか、これは非常に大きなところだと思いまして、私どももその点には十分留意をして事を進めていかねばならぬと思っております。

○竹本委員 頑張つていただきたいと思います。

○田中委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口(隆)委員 公明党の谷口隆義でございま

す。

本日は、総理、出席いただきましてありがとうございます。きょうは、私は浅はかな知識でありますけれども、総理に提案もさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本法案、金融機能強化法というのは、そもそもはこの世界金融危機を、今、百年に一回とグリーンスパンさんがおっしゃっているわけでありますけれども、そのような状況の中で、一刻も早くこれを成立させなければならないということと今審議をいたしております。そもそもその世界金融危機について、この十一月の十五日にワシントンで麻生総理御出席で金融サミットに出られるわけでございますし、財務大臣も行かれることをお聞きしておりますが、先日、財務大臣の方には若干お話をさせていただきましたけれども、私は、総理は多分大変強い決意でこの十一月十五日の金融サミットに臨んで準備をされていらっしゃ

るんだろうと思います。

今回の世界金融危機で、唯一致命傷を負つていない国は日本だけであります。私どものこの国は、この十年近くの間、自公の連立体制の中で、自公の安定したかじ取りを行つて、金融機関の不良債権の処理をし、また長期的な景気回復を軌道に乗せるということをやつてまいった結果、今回、大きな傷も負わなかつたというところがあるんだろうと思います。各国の通貨の中、我が国の通貨のみが評価を落としている、下落しているわけであります。

このような状況の中で、やはり我が国の国際貢献がいかにあるべきなのかということを、その金融サミット、G20でまた言われるんだろうと思つて、また、そういう日本はどういうことを提案するのかということ、大変注目されておるところだと思います。

それで、まず初めに私が申し上げたいのは、十月十日にG7がありまして、このときに、IMFの機能強化について言及されまして必要であれば日本もIMFへ資金貢献を行う用意があるといふようにおっしゃつておられるわけでございま

す。今、そのIMFの状況をお聞きしますと、中小諸国またはその周辺諸国がIMFから融資を受けたいという手が挙がつておるわけですから、今現在、IMFでは貸付可能資金が約二千億ドルだと言われております。

そのような状況の中、資金不足になるだろうというような状況だと聞いておるわけでありますけれども、私は、この際、日本が先進諸国を引っ張るようない形で、これは大変多額でありますけれども、この世界金融危機を、今、百年に一回とグリーンスパンさんがおっしゃつておられるわけでありますけれども、そのような状況の中、一刻も早くこれを成立させなければならないということと今審議をいたしております。そもそもその世界金融危機について、この十一月の十五日にワシントンで麻生総理御出席で金融サミットに出られるわけでございますし、財務大臣も行かれることをお聞きしておりますが、先日、財務大臣の方には若干お話をさせていただきましたけれども、私は、総理は多分大変強い決意でこの十一月十五日の金融サミットに臨んで準備をされていらっしゃる程度のロットを抛出して、それが呼び水になつ

て、誘い水になつて、ある程度の資金がプールされるというようなことになればいいというよう思つておるわけでございます。

いずれにいたしましても、信用収縮は絶対させない、また世界の金融システムは断固として崩壊させないという強い意思を総理が述べていただくなればならない。そのためには、この程度のロットが必要なのでないかと思つておりますが、総理の御見解をお伺いいたしたいと思います。

○麻生内閣総理大臣 過日のG7の会議において、中川財務大臣の方からIMFに関して言及をしておられます。これは、御記憶のように、九七年、九八年のアジアの金融危機に当たつて、IMFとしてはなかなかうまくアジアの国に対しても作動しなかつた。結果的に、韓国でありインドネシアであり、いろいろな国がいろいろ資金ショートが起きたときに、それを最終的にバックアップしたのは日本、これは金融関係をやられた方なら、タイの人たちを含めて、皆この事実を知つておりますので、そういう意味では、今回のG7でも、これは非常に大きなインパクトがあつた発言だつたと思っておりますし、事実、過日会いましたインド・中国、いずれもそのことに関しても高い評価をしておられます。

今回、今御提案のところですけれども、IMFの資金が、ただいま現在枯渇しているわけではありませんけれども、もしそういった状況になつた場合、日本としてはそれに対応する用意があるといふことは、過日、もう既に申し上げているところもあります。

そういつた意味では、基本的には、外貨準備のうち約半分というお話でありますけれども、今直ちにその額を向こうに示すほど、今IMFが緊迫している状況ではないと思つておりますので、そういうものに対して我々は対応する用意があるといふのをきちんと表明していくということによつて、かなり多くの国々からの安心なり、先ほどの言われました信用収縮が起きずに済むというこ

ともなり得るんだと思いますが、いずれにして

も、このIMFというのを大きいに活用すべき組織だと思っております。

○谷口(隆)委員 総理が行かれて、いろいろな発言を今お考えなんだろうと思ひますけれども、いずれにしても、国際的な状況を見ますと、エゴイズティックな国だと言われるようなことのないよう、総理はもうそんなことよく御存じですからお考えだらうと思いますけれども。

それで、今度は、BISがありますね、国際決済銀行というのがありますし、この組織を我が国から、今申し上げるような形で変えたらどうかということを申し上げたいと思いますが、バーナンキさんが、個別の金融機関ではなくて金融システム全体を守つていかなければならぬ、マクロブルーデンス政策というのが大事だ、こういうように言つておられるわけでありますけれども、そういうものをもう少し拡大して、国際的なマクロブルーデンス政策、このようなものを構築する必要があるのではないか。

なぜならば、今、この国際社会の中で起つておるのは、十月三日にアイルランドが全額預金を保護しようということを発表しますと、その周辺諸国が大きく影響を受けまして、十月五日にデンマークが預金を全額保護したい、また十月五日にドイツが個人預金を全額保護したいと、周辺諸国のところにずっと影響が出てまいつたわけです。これは、私は、各国民まちまちの対応が今行われておるところで、このようなまちまちの対応を一元化して整合的な政策を行ひ得るようことが必要である。そのためには、BIS内にこのような整合的な、情報を一元化できるような機関を設けたらどうかというのをまず第一点でございます。

それともう一つは、急激に今為替が変動いたしております。円高がぐつとありますし、その他、ドル安、またユーロ安というような状況があつたければ、その他の先進諸国もついてこないんではな

か。現状を聞きますと、それぞれのところでやつてあるというなんですが、それが一定のところで行われているというわけでもないわけでございます。ですから、そういう日米欧の先進諸国の中での協議機関を設置したらどうかということ。それとまた、CDSというのがあります。クレジット・デフォルト・スワップというのがあります。これが、金額そのものもわからないんです。こういうCDSを、決済システムをつくる必要があるとニューヨーク連銀の元総裁のコリガン氏が言及しているようござります。これもどこでやるというわけでもないわけで、こういうものもBISの組織内にこういう協議機関をつくるべきたらどうかというように私は思つておるわけでございますが、総理の御見解をお聞きいたしたいと思います。

○麻生内閣総理大臣 今、バンク・フォー・インター・シヨナル・セツルメント、通称BISと言ふんですが、国際決済銀行の話をされておられましたけれども、今、御存じのように、過日の三十一日の経済対策を発表させていただきましたときに、国際金融というものを我々は避けて通れない、今の状況において。したがつて、金融機関に対する監督とか規制、これは最も信頼を置き得るべき組織、極端に言えば、人のお金を預かる組織ですから億病なまできんとやつていつてもらわなきやいかぬ、そういつた意味なんですが、ここで、今回は一国でそれを管理できなかつたわけで、今回避がばつと国際商品として世界じゅうに散つた結果こういうことになりましたので、一国の管理だけではなかなか難しいのではないかということで、国際金融機関に対する監督と規制の国際協調体制というものをつくらないといふのは否定できないのではないか。

本銀行を預かっているという立場からしますと、何であれ日本銀行の政策業務運営が滞るということは許されませんので、これはしっかりと職務を遂行していきたいというふうに考えております。

○谷口(隆)委員 ありがとうございます。国際協調がなされたという観点では評価したいと思うのですけれども、今の審議委員のことも含めて、早々に一人やはり入っていたかなければならぬと思つております。

あと、最後に総理、一言で結構でございますけれども、先ほど内需拡大のことを言及されました。私は、内需拡大はやはり労働分配率をふやさなきやいかぬ。総理自身が財界のところに行つてそういうようにおっしゃったことをお聞きしておりますけれども、やはりどうして労働分配率を上げていくのかということは、お願いベースでは僕はだめなのではないか。ピークは七五%程度あつたのが、今七〇%を割つております。

それで、総理、ちょっとと一言このことについて御見解をお伺いして、終わりたいと思います。

○麻生内閣総理大臣 前職は公認会計をやっておられましたので、よくわかりの上で聞いておられるのだと思いますが、御存じのように、景気が悪くなつていわゆる配当、そういうものができなくなつて、そして売り上げが減つて利益が減りますと、労働分配率は減れば減るほどもうかる、上がるわけですね。労働分配率というのはそういうルールになつていますので。だから、景気が悪くなると労働分配率は上がるのです。

だから、労働分配率だけ言つてもだめです。少なくとも実質の手取りというのがきちんと行かねばならぬ。今回、保険やら何やらお願いをさせていただくことにしておりますけれども、そういうものをきちんとやりますので、その下げた分がきちんとといわゆる従業員のところに回るようになります。

○谷口(隆)委員 それでは、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田中委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春です。

ちょうど最初に、通告をしてなかつたんですけれども、アメリカの大統領選挙について、これは、通告がなくてもふだんからしっかり考えておつていただきことだらうというふうに思いますので、まず入り口、そこから話を進めていきたいというふうに思います。

先ほど、委員会が始まる前に、テレビ等々の報道は大統領選挙一色でありまして、オバマ候補がランドスライドで勝つていくという状況が確定をしてきておるようあります。アメリカも、政権交代、その政権の交代ということだけではなくて、恐らく、世界の権力構造というか、経済の構造も含めて大きな転換期をこれで迎えたんだろうというふうに思います。

そのオバマ候補の勝利について、日本の総理大臣としてこれをどう受けとめて、どのようにこれから対応を考えていこうとされておるかというところをまずお聞かせをいただきたいと思います。

○麻生内閣総理大臣 これは基本的に、どなたが

アメリカの大統領になられようとも、日本にとりましては日本というものが基軸というものは、終始一貫変わつていいところであります。

したがつて、これまで民主党政権のときであろうと共和党政権のときであろうと、日本政府としてはきちんととした対応をアメリカとやつてこれた。そういう努力を引き続きオバマという人とやつていかねばならぬ。これは、日本にとりましてはドルが基軸であった。これはアイ

二ーなんですが、アメリカ発のサブプライムで金融破綻を起こしたものかわからず、依然としてドルというのは崩壊をしないんですよ。いわゆる決済通貨として、さつきIMFの話が出来ましたが、やはりドルを使ってやつていこうということは今

の時点ではあるということなんですが、これは、総理の頭の中では、将来これから先もドルだけが基軸通貨として世界で秩序をつくつていくんだと

いう形でいいのか。それとも、いろいろなところで模索が始まつて与えられている責任、また、一番大事な点、だと

いうふうに思います。私どももそう思つております。(発言する者あり)

○中川(正)委員 つまらないなという声が出ていましたけれども、私もその反応ではつまらないな

もちろん、日本と米国との関係というのを基軸にしていくということが、変化は出でてくると思うんです。はつきりオバマさんは言つて

るんです。イラクからのいわゆる撤退ということを早期に考えていくという、これは、政策変更ということはもうはつきりしてきています。

それから、外交政策にしても経済にしても、これまでのネオコン体制の中ではこれは破綻が今起つて、恐らく、世界の権力構造というか、経済の構造に変わつていくということの中で、恐らく中

国を中心とした新しい対話というのがアジアに対する始まつてくるんだろうというふうに思いま

す。その上で、一つ、総理の基本的な経済の枠組みを考えるときの考え方というのを確認しておきた

いんです。

これまでにはドルが基軸であった。これはアイ

二ーなんですが、アメリカ発のサブプライムで金融破綻を起こしたものかわからず、依然としてドルというのは崩壊をしないんですよ。いわゆる決済通貨として、さつきIMFの話が出来ましたが、やはりドルを使ってやつていこうということは今

しっかりと持つていかなきやいけない時代になつてしまふことがあります。

その上で、総理の今的基本的なスタンスといふ考え方として、やはりドルを守り続けていくんだ、ドルでないといけないんだ、そういう前提でこれからもやつていこうとされるのか。それとも、それぞれのブロック単位で、ある程度の決済通貨というのをドルが崩れたときの準備としてつくり上げていきながら、新たな通貨秩序といいますか、世界通貨をつくつていこうというふうに日本は歩み出すべきだというふうに考えておられるのか。ここによつて非常に戦略が変わつてくるんですよ。

いずれその基本というのを、これも事前の通告です。それが基本だと思いますが、今はもう自然に持つて、短期的にはドルというものをある程度支えないとやつていけない。これは、フランスもドイツもインドも中国も皆そのところは同じだと思つてあります、既に意見も交換しておりますが。

しかし、中長期的にはいろいろなことを考えねばならぬ。ブレトンウッズ体制ができてきちんとアメリカのドル通貨体制になるまでにどれぐらいかかるか、御記憶のとおりです。それが七一年になつたらどうなつたか、御記憶のとおりです。いずれも厳しいことになりました。それでもドルの通貨体制は続いたという背景というものが、一つ考えておかねばならぬもう一点のところ。

同時に、二十七カ国であるユーロをきちんと維持できるかということに關して、それをやり切る

だけの決意と覚悟がEUにあるのか。我々は、そこは見きわめないかぬところなんだと思っております。

いずれにしても、いろいろな話を、我々は国際的に見れば決済というものを考えないかもしれませんから、その決済がきちんとできるための対応をどうやっていくか。キーワードは国際協調だと思いま

す。

○中川(正)委員 私の問い合わせに対しつかりとしたクリアな返事は返つてこなかつたので非常に残念なことあります。私たちのこの国家のいわゆる戦略として、そのところはもつと議論を深めていかなければいけないところなんだろうというふうに思います。

これはごまかしてもいけないところだし、いつも日本の政府というのは、国際協調だ国際協調だと言つて、そうやつてゐる間に自分の存在感をなくしてしまつて、他に合わせていく。他が決めたことを与件として受け入れてしまつて、それに合せていくだけで戦々恐々としているというような状況が続いてきました。それだけに、我々の意思というのをしつかりつくり上げていくことが大切なんだろうというふうに思ひます。

そういう意味では、さつきの答弁はそういう答

えになつていなかつたということ、これを指摘をしておきたいというふうに思ひます。

その上で、この金融機能強化法の論点について、総理みずからの方を端的にただしていく

たいというふうに思つてゐます。

でき得る限り私たちも話し合いをしながら法案の修正をして、それぞれいいところをしつかり組み込んで頑張ってきたんですが、もう少しとい

うことで、私たちの意思としては、前々から申し上げておりますように、今の状況を見ていると、確かに、地方を中心とした中小企業の状況とい

るのは本当に厳しい。これからまだ厳しくなつてくる。そんな中で貸しはがしや貸し渋り、地方に

よつて相当状況が違つてきておりますが、これに

対応するためには、公的資金で資本注入をしていく

というこの法案をもう一回生き返らせるというこ

と、これについては基本的に賛成なんです。

ところが、今回問題になつたのは、そのことに

乗じて、こうした本来の目的とはかけ離れたとい

いますか、それをうまく使つて違つた目的を達成

しようとする中身が入り込んでゐる。これを

排除しようというのが我々の思いであります。

具体的には、農林中金の問題と新銀行東京であります。

最初に農林中金の問題に端的に質問をしたいん

ですが、総理、農林中金にもこのスキームでいわゆる公的資金を資本注入すべきだというふうにお

考へですか。

○中川國務大臣 現行法においても、農林中央金庫には……(中川(正)委員「総理、総理なんです。」と呼ぶ)

総理、あなたの考え方も聞いてるんですけども……(中川(正)委員「委員長、違いますよ。総理です」と呼ぶ)

○田中委員長 後ほど、答えた後、総理にも答えてもらいます。

○中川國務大臣 現行法におきましても、農林中金庫を初め、労働金庫等々、協同組合組織中央機関がその対象になつてゐるわけございます。

そして今回も、農林中央金庫は日本のいわゆる代表的な金融機関としてこの対象にするということを排除するということは、私は、むしろこの制度

の目的からいって、中小機関あるいは中小企

業、あるいは地域経済への貸し出しをよりやりやすくするというこの法律の目的の趣旨からいって、最初から排除をするということは、この法律

の目的に合致しないことだというふうに考えてお

ります。

○麻生内閣総理大臣 農林中金のお話ですけれども、農林中金に対する基本的な考えは今の財務大

臣と同じなんですが、国の資本参加というものの申請に對して、これは、中小企業向けの貸し出し

ませんから。

今段階で、まだ農林中金がそのようなことを

国に對して申請したという事實を知りませんので、そういう見込みなどいろいろの審査

をする必要はあるとは思ひますけれども、基本

に、いろいろな今回の一連の今の状況にあわせ

たと、これについては基本的に賛成なんです。

ところが、今回問題になつたのは、そのことに

乗じて、こうした本来の目的とはかけ離れたとい

いますか、それをうまく使つて違つた目的を達成

しようとする中身が入り込んでゐる。これを

排除しようというのが我々の思いであります。

具体的には、農林中金の問題と新銀行東京であります。

最初に農林中金の問題に端的に質問をしたいん

ですが、総理、農林中金にもこのスキームでいわゆる公的資金を資本注入すべきだというふうにお

考へですか。

○中川國務大臣 現行法においても、農林中央金庫には……(中川(正)委員「総理、総理なんです。」と呼ぶ)

総理、あなたの考え方も聞いてるんですけども……(中川(正)委員「委員長、違いますよ。総理です」と呼ぶ)

○田中委員長 後ほど、答えた後、総理にも答えてもらいます。

○中川國務大臣 現行法におきましても、農林中

金庫を始め、労働金庫等々、協同組合組織中央

機関がその対象になつてゐるわけございます。

そして今回も、農林中央金庫は日本のいわゆる代

表的な金融機関としてこの対象にするということを排除するということは、私は、むしろこの制度

の目的からいって、中小機関あるいは中小企

業、あるいは地域経済への貸し出しをよりやりやす

くするというこの法律の目的の趣旨からい

て、最初から排除をするということは、この法律

の目的に合致しないことだというふうに考えてお

ります。

○麻生内閣総理大臣 これは、農林中金が申請を

していない段階で今の御質問ですね。そういうこ

とですね。だから、農林中金が申請した場合の話

をしておられるわけですね。これはちょっと意味

が、前提条件をきちんとしておかぬとはつきりしませんから。

今段階で、まだ農林中金がそのようなことを

国に對して申請したという事實を知りませんので、そういう見込みなどいろいろの審査

をする必要はあるとは思ひますけれども、基本

に、いろいろな今回の一連の今の状況にあわせ

たと、これについては基本的に賛成なんです。

ところが、今回問題になつたのは、そのことに

乗じて、こうした本来の目的とはかけ離れたとい

いますか、それをうまく使つて違つた目的を達成

しようとする中身が入り込んでゐる。これを

排除しようというのが我々の思いであります。

具体的には、農林中金の問題と新銀行東京であります。

最初に農林中金の問題に端的に質問をしたいん

ですが、総理、農林中金にもこのスキームでいわゆる公的資金を資本注入すべきだというふうにお

考へですか。

○中川國務大臣 現行法においても、農林中央金庫には……(中川(正)委員「総理、総理なんです。」と呼ぶ)

総理、あなたの考え方も聞いてるんですけども……(中川(正)委員「委員長、違いますよ。総理です」と呼ぶ)

○田中委員長 後ほど、答えた後、総理にも答えてもらいます。

○中川國務大臣 現行法におきましても、農林中

金庫を始め、労働金庫等々、協同組合組織中央

機関がその対象になつてゐるわけございます。

そして今回も、農林中央金庫は日本のいわゆる代

表的な金融機関としてこの対象にするということを排除するということは、私は、むしろこの制度

の目的からいって、中小機関あるいは中小企

業、あるいは地域経済への貸し出しをよりやりやす

くするというこの法律の目的の趣旨からい

て、最初から排除をするということは、この法律

の目的に合致しないことだというふうに考えてお

ります。

○麻生内閣総理大臣 これは、農林中金が申請を

していない段階で今の御質問ですね。そういうこ

とですね。だから、農林中金が申請した場合の話

をしておられるわけですね。これはちょっと意味

が、前提条件をきちんとしておかぬとはつきりしませんから。

今段階で、まだ農林中金がそのようなことを

国に對して申請したという事實を知りませんので、

ちよつとお答えのしようがないんですけど、仮にし

て農林中金等々がきちんとしたものになつてゐる

ところは大変大事なことだと思いますので、考

え方と言われていましたけれども、農林中金がき

んとすることは大事なことだと思ひます。

ところは大変大事なことだと思いますので、考

<p

どうかということと同時に、その役員構成を知事
みずからが裁量権を持つてさまざまにやつた
やつたその役員が現場に対して監督権を全く発動
していなかつたということ等々、さまざまにこれ
は指摘されております。

これが如じても、今この金融機関強化法のや
組みの中では、同じようなことで注入しようと思つたらでくるんだ、こういうようなことがあるわけですが、私は、本来の目的からいけば、こういう銀行を救済するための法律ではないというふうに思つてゐるんです。そのところをはつきりさせるべきだというふうに思つてゐます。

だから改めて聞きますが、総理はどう思つておられますか。この新銀行東京にも国の公的資金を注入すべきだというふうに思いますか。

○麻生内閣総理大臣 この種の場所で個別の議論をするのはいかがかなと、正直、質問しておられる御本人もそう思つておられるんでしょうけれども。あり方についてはちょっとと適当じゃないんじゃないかなと私自身は率直にそう思つております、まずは。

ただ、一般論として申し上げさせていただければ、地方公共団体が支配をしているという形にならんだと思いますね、今のお話です。そういうつた金融機関について、その支配団体であります地方公共団体というものがその資本の充実につきましては一義的な責任を負うのは当然だと思いますので、そういった意味におきましては、制度が適切に運用されるということなんだと思いますが。

○中川(正)委員 総理、ここまでこの委員会が議論を進めてきて、それで、金融対策の日本の政策誘導としては一つの目玉なんだと思うんですよ。

それをしつかり事前に整理をせずに、ここへ出てきてさつきのような答弁をすることとは、一体どこまで腹かけてこの金融対策をやろうとしているのかというのには、私は非常に疑問に思つております。だから、そのところを総理のリーダーシップを發揮することによつて、今問題になつていることがすつきりするんですよ。

私たちにはあえて反対しているわけじゃないんです。あえて反対しているわけじゃない。この問題というのは、資本注入して中小企業に対する資金を円滑化していくというのには、これは本当に金融的資金だけもらって穴埋めしようというようなふうな見え透いたものがそこにありますから、我々はそれを指摘しているということなんですよ。

そのところをしつかり理解してもらつた上で答弁してもらわないと、さつきのような役人にちよこちよこっと耳打ちされて、それでそれをそのままオウム返しで答弁しているようなふうなことでは、なかなか我々も納得をしないということ、このことを指摘をしておきたいと思います。

さらに腹かけた答弁があるんだつたら、答えてください。

○**麻生内閣総理大臣** 後ろにちよこちよこ言われて何となく答弁しているかのごとき無礼な話はかなり失礼な話だと思いますけれどもね。まず最初にそう申し上げておきます。

それから、今話のお話ですけれども、新生銀行だか何銀行でも結構ですが、その銀行から少なくとも申請があつて、審査して、その結果がよければ出します、それだけのことだと思います。ほかには何のルールもありませんので、その審査にかかるか受からないか、それはそこできちんと審査をさればいいのであって、その上の話だと思いませんので、これについてはどう思うかというような話を、今、個別の話をされてもお答えのしようがないんだと私はそう思いますがね。これは、どなたが投げても同じことしか言えないと思いますが。

ためにあるという法律であるにもかかわらず、それとは違った目的で使われる可能性があるから、この基準についてははつきりしようと言つてゐるんですよ。

恐らく、総理の頭の中ではこれについてもう議論する気持ちはないんだ。そんな雰囲気がもうありますからと出ています。そんなことでは国会の運営は成り立つていません。これは、総理の考え方にはつきり出てきて、初めて我々は、与党・政府は何を考えているのかというのがわかるんですよ。それが、総理がそんな形であいまいな答弁、あいまいというよりも論点をそらしていくようなそんな答弁で終始しているということ、これに対して、これから先、でき得れば話し合いをしていくと我々は思つてゐるんですが、非常に暗澹たる思いになります。

この国会、そういう見通しというのがもうそこに出できているような気がいたしまして、でき得る限り、早いところこれはもう解散して、しつかりと国民の意思の中ではつきりしていく、何をしていくかということを国民が選んでいくというところまでいかないと、総理、本音といいますか、なかなかまともな議論が出てこないというような感じがします。そのことを指摘をしておきたいとふうに思います。

次に、経済緊急対策について一つ二つお聞きをしておきたいというふうに思ふんです。

これから、それぞれの緊急対策、私たちも私たちの思いの中で今緊急対策を発表して、これを二つ並べて、また政策のいわゆる競争といいますか、選択肢というのを広げていきたいというふうに思つています。

その上で、今回総理が出してこられた緊急対策を一言で言えば、その場しのぎのばらまきだ。実際は、内需拡大に向けた種まきを今しなぎやいけない。土壌改良をしていくということ、このことがないと、しっかりととした景気が持続ができる、あるいは今の金融崩壊の荒波に対しても日本が立ち向かっていく、そういうエネルギーが恐らく出て

こないんだということ、のことだと思います。
実は、私はさつきはらまきだと言いましたが、
私が言っているんじゃなくて、これはちよつ
とした雑誌を見ていたら、前の経済財政の大田弘
子大臣がやはり同じことを言つているんですよ。
「景気対策の名で必要のない歳出を増やしてはな
らない。それは、たとえば公共事業の拡大や一時
的減税策だ。今の消費の落ち込みは消費マイン
ドの低下によるもので、一時的な浮揚策では効果
は望めない。」ということです。

特に、最初は定額減税という話で始まつたもの
なんですが、それはそういう形ではなくて、低所
得者に向けた定額のクーポンかあるいは現金をば
らまこう、それも一年限り。それをやつて、最終
的に三年後には消費税を上げようということを同
時に発表をされておられるわけですが、これ、基
本的には景気対策になつていかない、逆にますます
す国民は不安になつていく、そんなイメージを私
は持つっていますし、恐らく大田さんも、そういう
ことを直接的に言うよりも、こうしたものでやわ
らかく書いておられるんだろうというふうに思い
ます。

実は、その前の竹中平蔵さんのちよつとした書
き物でも、どんなことをこの人は言つているのか
など思つて調べてみたんですけど、似たり寄つたり
の話をしています。

こういうことから考えて、今の経済対策、いろ
いろ説明はしておられます、改めて、その土壤
の部分、それからいわゆる土壤改良の部分、種ま
きの部分、ここをどのようにこれから構築をして
いこうとしているのか。今回の緊急対策というの
は全くそこからはかけ離れたものだと私は思つて
いるんですが、そういう認識について、総理の改
めたお話を聞きたいと思います。

もう時間が来てしまいましたのでここで聞きつ
放しになりますが、これから、そうした論戦を
しっかりと繰り広げていきたいというふうに思ひ
ます。

○麻生内閣総理大臣 次々何となぐルール違反が、あらかじめ質問の通告もなかつたのが出てく
るし、それに答えるから時間がなくなつちやうん
ですね。やはり大変だ、あなたは、時間配分を
きちんとやらぬといいかぬですわ。それがまず最初
に言ひたいことですな。

田弘子の論文を使っておられましたけれども、今回の五兆円の中には公共工事は二千億か三千億しかないじゃない。たしかそう思いますので、その点はかなり、大田弘子も論文を読んでいないといふことはないような気がしますけれども、基本的に、公共工事を使ってばらまきと言われるような対策には今回なつていなることははつきりしていると思いますが。（中川（正）委員）その後の話です」と呼ぶ)

○田中委員長 質問の時間が終わっておりますので、よろしく御理解のほどお願ひいたします。

○階委員 民主党的階猛でございます。本日は、首相に質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私もよつと、きょうは歴史的な日ということでも、アメリカ大統領選挙について端的に聞きたいたいですけれども、アメリカのようには二大政党で、

それぞれのリーダーとなるべき人が主張をぶつけ合って国民の審判を仰ぐという選挙を、今回のアメリカ大統領選挙を見て首相もやりたくなつたんではよい。いよこいつらうごく。(苦笑する者あつづ)

○田中委員長 御静肅にお願いします。
○皆委員 その二大改憲制で主張をぶつゝ合はる異
てはないがたどいふことは……（別言で）おれ
ちよつと聞こえないと 思います。

拳をやりたくなったのか、それとも、民主党がアメリカでも政権をとつたということで逆に選挙をしたくなくなつたのか、この辺について率直な感想

想をお聞かせ願えますか。
○麻生内閣総理大臣 民主党という名前はあちら
こちらにありますので。失礼ですけれども、アメ
リカだけではありません。日本にもありますし、

ほかの国にもありますので、別にアメリカができるからすぐ日本も民主党というような、そういう短絡的な思考は私は持つておりません。それがまず第一です。

二つ目。ああいつたような選挙をやりたいと思つても、我が方では党首討論に相手の方が出てきておられませんので、ここらのところはなかなか難しいというのが現実なんじやありませんか。

○階委員 選挙の話をしているので、党首討論じゃないということを申し上げたいと思います。

次に、今回、追加景気対策にはなぜか生活対策という名前をつけておりますけれども、この「生活対策」について」というものについて、ちょっとお聞きしたいんです。

二ページ目の(四)というところに、「一過性の需要創出対策ではなく、自律的な「内需主導型経済成長」への移行を後押しする」というふうにありますけれども、今回の定額給付金はまさに一過性、一時的なものです。なぜそういうふうに言えるのでしょうか。

○麻生内閣総理大臣 私が今生活対策と申し上げておりますのは、少なくとも今回の中で三つ申し上げたんだと思っております。

一つは生活者の暮らしの安全ということで、これは消費の安定ということが大事なところだと思っております。二つ目は金融、経済の安定。これは、中小また小規模企業の資金繰りというものを考えたところには、これが一番大事なところではないか。一点目は、地方というものがかなり疲弊してきていると思っておりますので、その意味では地方の底力を發揮するということが大事なのではないかということで、一、二、三としてその順番で申し上げたと存じます。

また、生活対策というものは、これは有効需要というものをつくり出さぬといかぬのはもう御存じのとおりなので、少なくとも、私たちは一過性の財政出動というものにとらわれることなく、内需拡大というものをやっていかないと、これから外需に頼る部分というのはかなり減つてくるだ

う、減らざるを得ないとthoughtしておりますので、そういうことでこの案を考えております。
住宅ローン減税過去最大、またリフォーム等々につきましてもということをいろいろ申し上げておりますのは、少なくとも内需拡大においては住宅は大きな問題だと思っておりますので、私は住宅ローン減税というものを過去最大ということを申し上げているということであります。
そして、こういった対策を速やかに実施するということは、やはり経済対策というものを、経済の本質といふものを内需に交換していく大事なところなんだ、私自身はそう思っておりますので、公共工事等々に安易に頼ることなく、こういったことをしていくことが大事なのではないかと思つております。

（開學記） 一遍性のものではないとしてお詫び 経済の体質を転換しようという御趣旨なんでしょうね。うけれども、そういったことは、そもそも追加層

気対策で言うまでもなく、所信表明演説のときには言うべきことじやないでしょうか。なぜ、当初から首相の基本方針として言わなかつたのでしょ
う。

うか、この期に及んでなせてきたのか教えてください。

らがにさせでいたたきましたけれども米国の経済とか世界の金融というものの、こういつたものから目が離せるような状況にありませんから、実体経済へどういった形でこれが影響が出てくるかと

ということをよく見定めた上で、彈力的に行うといふことは、施政方針と、いかが所信表明演説においても、その上り政権運営を行つて、

おると思っております。
安心実現のための緊急総合対策の決定というの
は八月の二十九日、その後に九月の十五日のいわ

ゆるリーマン・ブラザーズの破綻に端を発しましたので、実体経済に与える影響というのはさらに大きなものになってきている、急激に十月ぐらいからはつきりしてきたと思つております。

金融ビッグバンのもとでは、今申し上げたどおり自己責任が大原則でありまして、公的資金の注入は例外中の例外というふうに認識しております。

そこで、今回お配りしている資料、四ページ目、下から三つ目の丸のついた項目で「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善」というところで、その下の括弧書きで「使い勝手の改善を図る」ということが書いてあります。この「使い勝手の改善を図る」というのは、いかにも何か公的資金を安易に使う、公的資金に安易に依存するというようなことを言うニュアンスがありまして、私は金融ビッグバンのもとでの自己責任の大原則と矛盾するのではないかと思うんですけれども、その点について、首相の御所見を伺いたいんです。

○中川国務大臣 公的資金を注入するということは、国民の税金を使わせていただくわけでありますから、十年前もそれから今回も、非常に慎重な制度設計をしていかなければなりませんし、国民の皆様方の御理解もいただかなければならないことは同じだと思います。

ただし、今回は、システムリスクはないけれども、世界的な経済の状況あるいは日本の景気の低迷の状況の中で、特に、地方そして中小企業が必要とする資金を金融機関から融資してもらうときも、金融機関の方も十年で、階委員も御承知だと思いますけれども、企業が債務を減らしていくとか、あるいは債権の方ですね、金融機関の債権の方の証券化によるオフバランスの問題だと、いろいろな形で出てきているわけでございます。

そういう中で、金融機関は必要なお金を貸したくても貸せないという状況も他方にある。健全な金融機関であってもそういう状況に陥るわけありますから、今回は、そういった緊急な経済対策の一環といたしまして、緊急に資本参加をする、公的資本を使って国が資本参加をするということについては、私は、このルールどおりに行っていますから、国民の二二二あるいは期待に十分こたえられければ

されるものである、そういうふうにしていかなければいけないというふうに理解をしております。

○階委員 首相に聞きたかったんですけども、ちょっと時間がないので次に移ります。

ある、これが大きな問題なんだと思うんです。ただ、自己責任を問おうとしても問えない場合がある、これが大きな問題なんだと思います。

金融ビッグバンによつて、金融と実体経済の関係が大きく変わつたというふうに認識しております。以前は、実体経済の成長に貢献するのが金融の役割だった。ところが、最近では、実体経済の成長に関係なく金融が肥大化して、金融危機が起きたと実体経済に悪影響を及ぼしている。こういふことだと私は、そういう感覚も覚えるわけであります。

私が思うに、自由と責任はセットだ、責任なき自由というのはあり得ない。したがつて、金融が実体経済に貢献するという積極的な役割、公共的な役割これが金融が責任を果たすということだと思いますが、この点について、首相、どのようにお考えになりますか。

○麻生内閣総理大臣 御質問の趣旨は、あれですか。自由と責任はついて回るという話をされて、それと金融とどういうぐあいにつなげておられるんですか。

要は、今まででは自由の方だけに余りにもウエーントが置かれ過ぎていたのではないか。日本も含め金融機関であつてもそういう状況に陥るわけありますから、今は、そういった緊急な経済対策の一環といたしまして、緊急に資本参加をする、公的資本を使って国が資本参加をするということについては、私は、このルールどおりに行つていけば、国民の二二二あるいは期待に十分こたえら

か、そういう問題意識なんですけれども、自由と責任がちゃんとセットになるように、自由を行使するのであれば責任もちゃんと負うというような規制、そういう規制していくべきではないかと思いますけれども、どうでしようか。

○麻生内閣総理大臣 金融がきちんといろいろな、自由な市場とか経済というものをいろいろな金融の面で支援していくという、自由には責任が伴っているのは当然じゃないかというお話なんだと思いませんが、それは当然のことなんであつて、金融機関はそれに對してしかるべき責任を持たねばならぬ。それはどこの自由主義経済でも、そこが一番の考え方の基本になつてゐるということは、それはもう間違いないと思いますが。

○階委員 要するに、今の規制のあり方でいいのかどうか。自由だけを追求して、その結果、経営に失敗したときは自分では責任をとれなくなつて、そして公的資金のお世話になる、社会に迷惑をかける、そこを見直さなくてはいけないのでないか、今までの規制は余りにも自由に傾き過ぎていたのではないか、そういう問題意識なんですけれども、その規制のあり方にについて、今のままでいいというお考えですか。

○麻生内閣総理大臣 基本的に、金融会社といふか金融関係に携つてゐる業界というか、そういった人たちとはそれなりの、金融という非常に大きなかつ公的資金も含めましていろいろ扱うところが、きちんとその責任体制をしておかなければいけないかね。それは何も長銀に限つたことではない。世界じゅうみんな、銀行たるものは同じ責任を、少なくとも、多かれ少なかれきちんと負わなきゃならないのは、これは金融という業界にいる場合の最低のルールだというふうには、私もそれは全くそういうものだと思っております。

ただ、今言われましたように、起きております例は、例えば、巨大な金融破綻がアメリカで起きたときに、それを責任だと言つてほつた場合、それによつて被害を受ける、そこに預金している人たちは等々に多大な被害が起きるということを考

えて、それぞれの国で、今回はどうするとか資本注入をするとか、いろいろな、その国によつて対応はこれまでも違つてきたんだと思いますが、日本の場合においても、少なくとも自由主義経済をやつてゐる以上、基本は今のものが基本なんだと思いますが、その影響が余りにも大き過ぎた場合はかかるべきことをやつてきた。

アメリカの場合でも、ここは助けて何でここは助けないのかとか、いろいろな話がよくあるところではありますけれども、そのところのどこで線を引くかというのは、これは物すごく難しいところだとは思つております。

○階委員 私が長銀で感じたことを言いますと、やはり金融というものは特殊な業界なんです。いざとなつたときに、自分だけの問題じやないんであります。破綻したときに、社会全体、経済全体に迷惑をかける。

となつてくると、やはり規制のあり方といふものも余り、自由でいいよ、そういうことではなく、やはり金融機関として公共的な使命を果たすような、例えば、もうけた金額を全部利益の配当に回すとかそういうことはなくて、かえつて規模が大きくなればなるほど自己資本を厚くしていざといふときに備えるとか、そういうような、行動を自重する、余り激しいリスクテークとかそういうことをしないよう規制のあり方を考えています。けれども、例え、もうけた金額を全部利益の配当に回すとかそういうことはなくて、かえつて規模が大きくなればなるほど自己資本を厚くしていざといふときに備えるとか、そういうような、行動を自重する、余り激しいリスクテークとかそういうことをしないよう規制のあり方を考えていくべきじゃないか、そういう問題意識なんですね。これがいかがでしよう。

○麻生内閣総理大臣 基本的に、今先生の言われているところは、金融機関としてのあり方、姿勢、いろいろなことを言っておられるんだと思いますが、私も、基本的に、その金融機関が大きくなるほど破綻したときの場合の社会的影響は大きい、はつきりしていふと思つております。

そういう意味で、アメリカの場合も、どういふ基準である銀行は助けてこの銀行は助けなかつたのか、これはいろいろ意見が分かれるところなんだと思いますが、それその場におられる方々はいろいろなことを勘案されて、こつちはや

は、今言われたようなところはきちんと踏まえてやらないと、こつちは助けたけれどもこつちは助けなかつたという、その基準というものをきちんとおかないかぬという御意見なんだと思いませんけれども、それは間違いなく、その基準といふものは明確かつ納得を得やすいものにしておかなければ、前回のときのよう、急に来らやつたりといといかぬ。

日の朝刊一面に大きい記事が載りました、「日銀、利下げ検討」と。これをマーケットが織り込んで、マーケットがどんどん利下げを織り込む方向で進んでいつしまつた。こういつた事実がある中で、実際の政策決定会合の判断には影響が当然及んでいるんじやないかと思うんですけれども、この点について、総裁、どのようにでしたと

マーケットは大混乱ですよ。こういうことを今回の報道というのは招きかねなかつたということです。こういう報道のあり方について、これでいいんでしようか。報道の自由ということで問題ないんでしょうか。御見解を伺えますか。

○白川参考人 金融政策でございますけれども、これは、金融市场や金融機関の行動を通じまして効果を発揮するものでありますので、中央銀行としましては、タイムリーで適切な情報発信を行ふことが重要であるというふうに考えております。こうした点を踏まえまして、日本銀行では母

特別会計等々のリスク管理について伺いたいんですけれども、今回の定額給付金の財源としては財投特別会計の金利変動準備金を充てるというふうに聞いております。その結果、充当された後、二兆円でしたでしょうか、二兆円をその準備金から充てた後、残った準備金というのはそのリスクに見合った十分な額になつているのか。なつている

前回の二葉の人生

した経済金融指標やさまざまな情勢を踏まえて、十分な討議を行つたしるということを行つてゐます。決定会合も全く同様であります。

いてのお尋ねでございますが、今般取りまとめられました生活対策に基づきまして、私ども、速やかに実施できるものは実施に移すことにいたしました。また、予算措置等が必要なものについては、今後さらに内容を詰めるというような必要な作業を進めることといたしております。そうして作業を行つた上で財源について検討を行うということでございまして、財投特会の金利変動準備金の活用額につきましては現時点では決まっておりません。

○階委員 確かに、その十年前の教訓で、私も含め日本の金融機関、いろいろ学んでいます。それ

の拡大や為替円高など、国際金融資本市場の動搖が我が国の金融市场にも波及してきているということを確認いたしました。

報を集めまして、それをもとに政策委員が討議をして、決定をしております。こうした枠組みにおいて、具体的な、日本銀行自身が政策のタイミン

いずれにしましても、当面の緊急的な対応として、一時的、特例的に財投特会の金利変動準備金を活用するに当たりましては、財投特会の財務の

は確かになんですけれども、やはり今回のようなな
どが何年か置きに繰り返されるわけですね。金融
危機が実体経済を振り回してしまって、しつぽが胴
体を振り回すというような表現を使つたりもします
すけれども、そういうことがないように規制のあ
り方を考えるべきだということです。

それで、日銀総裁もいらしていただいています
ので、法案の話は先ほどからいろいろ出ています
のでちょっと一たん離れて、日銀総裁の方に伺わ
せていただきます。

こうした点検結果に基づきまして、会合では、日本経済は当面停滞色の強い状況が続くと見込まれ、また、先行きの景気の下振れリスクが高まっている一方で、物価の上振れリスクは以前に比べ低下しているというふうに判断しました。

以上申し上げましたような情勢判断を踏まえ、政策金利を引き下げるとともに、金融調節面での対応力を強化することを通じて、緩和的な金融環境の確保を図ることが必要というふうに判断しました。

グをあらかじめ示唆することはもちろんあり得ますせんし、そうしたことをしてしまって、市場の持ちます経済・物価観を読み取ることができなくなつてまいります。

日本銀行としては、市場とのコミュニケーションを双方向の有意義なものとしたいというふうに思っていますけれども、日本銀行の金融政策決定会議の枠組みが先ほど申し上げたようなものでありますと、そのことは……(発言する者あり) そうした仕組みであることが関係者の間に十分浸透して

健全性に配慮しつつ今後検討を行つてまいりたいと考えております。

○階委員 それから、きょうは厚労省と金融庁の局長にもおいでいただきているんですが、公的年金の積立金の含み損益の状況、直近の数字、お願ひします。それと、あと金融庁の方には政府保有株式の含み損益の状況、時間がないので統いてお願いします。

○渡邊政府参考人 公的年金に関してお答え申し上げます。

今回、利下げされたわけですね。それで、お配りしている資料、多分一番最後についていると思思いますけれども、今回は、こういう例が過去にあつたのかどうかわからないんですけれども、日経新聞で、三十一日の政策決定会合の前、二十九

このように、今回の政策判断は、事前の新聞報道等によつて左右されたものではありません。経済金融情勢に関する十分な点検に基づいて決定を行つたということです。

○階委員 質問をかえます。
　　いつてほしいというふうに強く願っております。
　　マスクのあり方について私がここでコメント
　　することは差し控えさせていただきたいと思いま
　　す。

御承知のように、国が年金積立金管理運用独立行政法人に資金を寄託して、そこで分散投資をして運用しておりますので、その実績につきましては、時価における運用収益という形で管理し、公示表をしてきております。もとより長期的な観点から

ら評価すべきものであります、年金加入者の方々に適時適切に情報提供をするということがあり、諸外国の例も参考にしながら四半期ごとにこれを公表しております。

直近でございますが、十九年度全体を通じまして約五兆二千億のマイナスとなりましたが、過去七年間の累積では二十三兆円のプラスとなつていて、それを公表しております。また、二十年度に入つてから、四月から六月の第一・四半期におきまして、市場運用分では約一兆四千億円のプラスが出ており、四半期の運用実績につきましては、昨年の場合、十二月上旬に公表しておりますので、そうした時期までには、私ども今のところ、当該独立行政法人で公表の手続を踏まれる、こういう予定であると承知しております。

以上でございますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

○内藤政府参考人 私どもが所管しております銀行等保有株式取得機構の保有株式の状況でござりますが、直近、これは平成二十年の九月末現在の数字でございますが、同機構が保有する株式は、簿価総額が四千五百六十一億円、時価総額が四千五百四十六億円ということです。

四億円の含み損ということになつております。

○階委員 先日は、質疑のときに、たしか一ドル九十五円のときでしたけれども、外為特会の含み損が二十四兆円あるというふう伺いました。積立金を差し引いても四兆円マイナスです。外為特会の資産規模といふのは日本円に直すと百兆円程度で、大体メガバンク一行分ぐらいなんですね。銀行であれば即倒産するような、そういう含み損を抱えているわけです。

政府は、金融機関のリスクの管理体制、これを監督しているんですねけれども、外為特会のリスク管理を含め、また、今聞いた公的年金のリスク管理を含めて、非常に心もとなつております。

首相は政府の資産や負債のリスク管理について

どういう方針をとろうとしていますか、最後にお聞かせ願えますか。

○麻生内閣総理大臣 基本的には、特別会計いろいろありますのは御存じのとおりなんですが、これはそれぞれ法律が全部別々にありますので、その法律に基づいて適切に管理するとか申し上げられないんですが、例えば外国為替資金というのにつきましては、これは為替介入に備えて保有するものですから、流動性とか安全性とかいうものを考えて保有するということだと思っております。

また、逆に、年金の積立金といつたようなものにつきましては、これは将来の年金給付のいわゆるもとになる財源ですから、そういうふうなことだと思つております。

○階委員 我々はふだん、予算という単年度の数字しか見ておりませんけれども、やはりバランスシートもこれからちゃんと見ていかないと、財政再建するに当たつては本当にそれは大事なことなんだと思います。ぜひそのリスク管理ということを、金融機関だけではなく、まずはみずから襟を正すということをしっかりとやついただきたいな

というふうに思います。

○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

提案された法案によりますと、金融機関への資本注入の資金であります、これは預金保険機構が政府保証によって調達し、最終的な損失が出た場合には国民が税金で負担する、こういう仕組みになります。

この資本注入をすれば中小企業に貸し出しがふ

えるかという点ですが、事実を見ますと、一九九年三月から二〇〇八年、ことしの八月まで、十二年五ヵ月間であります、公的資金による資本注入、十二兆四千億円行されました。しかし、中小企業への貸し出しは、八十四兆円これは減少しているわけであります。この事実をどのように受けとめておられるか、そして、どこに原因があつたというふうに思われるか、お答えいただきた

と思います。総理、総理の認識です。きょうは総理にお聞きしたいと思います。

○麻生内閣総理大臣 御指名をいただきましてありがとうございます。総理、総理の認識です。きょうは総理がどうございました。

○佐々木(憲)委員 私は、実績で、九六年から今までの間に公的資金が十二兆円以上入ったのに、中小企業向け貸出金は八十四兆も減った、これは再びならぬのであって、安易に株とかなんとかそいつたことはだめということが基本なんだと理解しておられましたけれども、減少している理由解しております。

○階委員 我々はふだん、予算という単年度の数字しか見ておりませんけれども、やはりバランスシートもこれからちゃんと見ていかないと、財政再建するに当たつては本当にそれは大事なことなんだと思います。ぜひそのリスク管理ということを、金融機関だけではなく、まずはみずから襟を正すということをしっかりとやついただきたいな

というふうに思います。

○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

本注入の資金であります、これは預金保険機構が政府保証によって調達し、最終的な損失が出た場合には国民が税金で負担する、こういう仕組みになります。

この資本注入をすれば中小企業に貸し出しがふ

りした資金繰りというものの支援を迅速にやつていただきたいと思っております。

加えて、この法案ができますと、民間金融機関の資本基盤といふものがさらに強化をされるということになろうと思いますので、中小企業に対する金融の仲介機能というものの発揮というものをぜひというようなことを考えているのが率直なところであります。

○佐々木(憲)委員 私は、実績で、九六年から今までの間に公的資金が十二兆円以上入ったのに、中小企業向け貸出金は八十四兆も減った、これは再びならぬのであって、安易に株とかなんとかそいつたことはだめということが基本なんだと理解しておられましたけれども、減少している理由解しております。

○階委員 我々はふだん、予算という単年度の数字しか見ておりませんけれども、やはりバランスシートもこれからちゃんと見ていかないと、財政再建するに当たつては本当にそれは大事なことなんだと思います。ぜひそのリスク管理ということを、金融機関だけではなく、まずはみずから襟を正すということをしっかりとやついただきたいな

というふうに思います。

○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

本注入の資金であります、これは預金保険機構が政府保証によって調達し、最終的な損失が出た場合には国民が税金で負担する、こういう仕組みになります。

この資本注入をすれば中小企業に貸し出しがふ

ります。

まず、総理の認識をお聞きしたいと思います。

○麻生内閣総理大臣 貸し出し姿勢、佐々木先生

はちょっととなかなか難しい表現でして、これは御存じのよう、いわゆる金融のビッグバン以来の話で、日本の場合は過少資本じゃないとか、企業がいっぱい多い割にとか、いろいろと言われ続けてきたものと物すごく関係しているんだと思いませんけれども、借り手企業の経営状況やその特性に応じたリスクテークをやらないかぬという基本的なところなんですが、円滑な資金供給をしていくというのはすごく大事で、日本の場合は、過少資本というのは、かなりな分、随分この何年間かで解消されつつありますけれども、いずれも総じて過少資本が多いと言われております。これは、大分世の中が変わってきたので少し変わってきているんですが。

したがって、いろいろみんな工夫を凝らして各金融機関がやっておられるのはもう御存じのところなんですが、金融の仲介機能というものがうまく発揮されるようにならないと、何となく、いろいろ借りる手口がふえておりますので、その意味でかなり昔とは変わってきて、銀行だけとかいうのを借りる手口がふえておりますので、その意味でかなり昔とは変わってきて、銀行だけとかいうのを借りる手口がふえておりま

すので、少なくとも、国の資本参加というものがきちんとできることによってある程度その内容が安定すると、自己資本比率とかいろいろな表現がありますけれども、そういったものが貸し出しやすくなるということで、金融機関の強化というのをある程度図つてやらないと、なかなかカリスマ性をやりたがらない。聞こえがよく言えばこうしているわけですから、少なくとも、ある程度のリスクテークをするのが銀行の仕事ですか

ら、そういうところは、きちんとそこらのバランスはとつていくというのが大変大事なところだ

といふうに思いますが、全くそう思い

ます。

○佐々木(憲)委員 このリスクテークをなかなか

銀行の側がとらない体質に変わってしまったのが問題ですねといふうに私は思うんです。そこを

変えなきやだめだというふうに思います。

次に、大手銀行の税負担の問題についてお聞き

ます。それは、まず銀行の法人税についてお聞きしました。そのとき金融庁監督局長は、「おおむね過去十年間程度は法人税を納税していないケースが多い」というふうにお答えになつたんです。

これは、若干ファジーなお答えだったのでもう

ちよつと確認したいんですが、三大メガバンク六

銀行すべての銀行が法人税を全く払わなくなつたのはいつからかというふうにお聞きしましたら、

どのようにお答えになりますか。

○三國谷政府参考人 わたしです。

三メガグループ六銀行のいずれもが法人税を納

税していない期間は、平成十三年度以降と承知し

ております。

○佐々木(憲)委員 二〇〇一年から二〇〇七年の

七年間は、法人税がゼロなんですね。その

前三年間、これは法人税を払っている銀行が若

干ありますけれども、七年間は、黒字は十兆円出

ているのにもかかわらず、法人税は一円も払って

いない。驚くべき実態であります。これは、過去

の欠損金を繰り延べ黒字と相殺するという仕組

みをつくつたためにこんな事態になつてゐるわけ

ですが、私は、これは事実上、公的資金の投の

ようなものじゃないかと思うわけです。これは、

まともに法人税を払えば、十兆円以上の利益が上

がつてゐるんですけど、それが全く払われてい

ない。

その一方で国民の負担の方はどうかということ

で、総理にお聞きしますが、十月三十日の記者会

見で、三年後に消費税の引き上げをお願いした

い、このようにおつしやいました。これ、税率を

何%にするおつもりでしようか。

○麻生内閣総理大臣 今の段階で税率を何%とい

う案を考えて申し上げておるわけではありません

が、日本の景気というものは、少なくとも全治三

年と申し上げたと思いますが、状況としてはかな

り厳しいと思つております。世界的に悪くなつて

いる中で、日本は相対的に、欧米に比べればの話ですけれども、いいと思つておりますが、これがいざれ実体経済に影響が出てくるであろう

と思つております。既に幾つかいろいろな現象

は見られますし、日本のいわゆる二次産業と言わ

れる自動車などなどにもその影響はもうかなり顕

著に始めつつあるという報告も上がつております。

したがいまして、今の段階でちょっととどれぐら

いとも申し上げられませんけれども、少なくと

も、全治三年と申し上げましたので、かなり厳し

いのでこんなもの三年以上かかるぞと言われたり

す。

したがいまして、今の段階でちょっととどれぐら

いとも申し上げられませんけれども、少なくと

も、全治三年と申し上げましたので、かなり厳し

いのでこんなもの三年以上かかるぞと言われたり

す。

したがいまして、今の段階で何%というのを考えているわけではございません。

○佐々木(憲)委員 今この段階で何%というのを考えているわけではございません。

○佐々木(憲)委員 総理は、中央公論の三月号で「消費税を10%にして基礎年金を全額税負担に

しよう」というタイトルの論文を書かれています。十月三十一日の記者会見でそれを聞かれまして、そのぐらいのものが要るのぢやないかな、このようにお答えになりました。これは事実です。

○佐々木(憲)委員 今この段階で何%というのを考えているわけではございません。

○佐々木(憲)委員 このときに申し上げた、中央公論の三月号において御指摘のように提言を行つたことは間違いない。それは書いてあるところなんですが、公的年金というものが当時いろいろな話題になつて、未払いの方が多いとかいろいろな話題が、今でもありますけれども、国民生活に直接かかわりますので、そういうものは払わない方がどんどんふえてくる比率が、いろいろな数字がありますのでそれが正確かわかりませんけれども、いろいろ払わない人がいるとか未払いの人がいるとかいう話になつておりますので、そういうものがそのまま選択の一つとして申し上げましたけれども、その後、読売方式とかスウェーデン方式とか、何か随分いろいろな方式というのが出されておりますので、そういう意味では、その問

題を勘案して考えればよろしいので、これじゃな

きやだめだと申し上げているわけではないとい

うのは、御理解いただけるところだと存じます。

○佐々木(憲)委員 10%というのがその総理の

中央公論の論文で書かれていますが、今5%です

から、10%にすると5%上がるわけですね。こ

れ、5%でどのくらいの額になると思いますか。

○佐々木(憲)委員 あと5%上げたらどうかと

いう、大体1%2兆五千億とか六千億とか言わ

れておりますので、それでいきますと、その掛けた

倍率ということになると存じます。

○佐々木(憲)委員 十三兆円程度と。総理自身も

この論文の中で、「具体的な消費税率を10%と

すれば、5%の増税分で約一兆円の財源がで

きる」こういうふうに書かれているわけです。

これは、三年後か何年後かということ、そのと

きの判断というふうにおつしやいましたが、10%

%にするということは、国民にとっては大変な負

担増なんですよ。これを一家庭当たりにします

と、一人当たりにして約十万円ですから、四人家

族で年間四十万負担増になるわけです。実際にそ

ういうふうになつたら、年間四十万も余分に払わ

なきやならぬのですよ。

これは私は、全体として見ると、今回の経済対

策の中でもこれが総理の口から出されまして、逆に

非常にシヨックを受けた、そんな増税があるのか

と、今、経済対策、生活重視とおつしやつても、

そういうふうになつたら、年間四十万も余分に払わ

なきやならぬのですよ。

これは私は、全体として見ると、今回の経済対

策の中でもこれが総理の口から出されまして、逆に

非常にシヨックを受けた、そんな増税があるのか

と、今、絏済対策、生活重視とおつしやつても、

そういうふうになつたら、年間四十万も余分に払わ

なきやならぬのですよ。

これは私は、全体として見ると、今回の経済対

策の中でもこれが総理の口から出されまして、逆に

非常にシヨックを受けた、そんな増税があるのか

ことを考えますと、今後、少子高齢化が今までどおり進んでいくという前提で考えていった場合、いろいろ変わりますので簡単には言えないとされども、この社会保障関係の給付といふものは、これは大幅にならざるを得ない。傍ら、高齢者がふえる、労働者が減っていくという数字になりますので。

そういう意味で、年金の形も、全額税方式とか今のような形とか、実にいろいろな御意見が出されておりますので、私は、こういったものはきちんとと多くの方々に議論をしていただきて、少なくとも、中負担とか中福祉とかいうものとある程度バランスさせないと、小負担のまま中福祉とかいうことはなかなかできない状況になつてきているという認識を我々は持たねばならぬのではないか、基本的には私自身はそう思つております。

それが、スウェーデンのようなやたらというのか、あればいいのかと言われるところまた意見が分かれるところだと思いますので、これはいろいろ御意見を聞かせていただけるものだと思つております。

というのは、先ほど言つたように、銀行に対してもいわば五年間で二兆円の減税ですよ。こういふことをやつて、法人税は銀行はゼロである。しかも、これは銀行だけではありません。全産業の大手企業、そういうものを利用できる。しかも、法人税の税率はこの間下がつてきた。四三・三%だつたのが今は三〇%。しかも、ほかにいろいろな政策減税が行われています。そういうものは、一方で過度な減税だと私は思いますよ。それでいながら、何か社会保障の財源は消費税しかない、消費税しかない。そういう発想 자체を私はもつと変える必要があると思います。そういうのは出でこない。もちろん、社会保障の財源はこれから必要だ

し、高齢化社会になれば当然お金がかかる。そのお金をどう生み出すかという点でいうと、今までのような国民負担だけにすべて負わせていくやり方ではなくて、もつともうかつて大企業、大銀行、こういうところからきちっと税金を受け取られた政策とは思えない。總理、どのようにお考えでしようか。

○麻生内閣総理大臣 これは佐々木先生、我々は自由主義経済をやっていますので、統制経済をやっているわけでは、先生と基本的な考え方方が違いますから、その前提の上で話をさせていただかぬと話が込み入つてしまうのです。

自由主義経済の前提からいきますと、少なくとも、世界じゅうで国際競争をやつてある中で我々は生き抜いております。したがつて、世界じゅうで法人税がとかいう中にあって、日本は今でも法人税率は他の先進諸国の中には高いといふのはもう御存じのとおりだと思います。

傍ら、いわゆる付加価値税とか消費税とかいろいろな言い方がありますが、ヨーロッパの国々を見ますと、大体一〇%後半から二〇%前半ぐらいのところでみんな付加価値税とかいろいろな表現の税をやつていますが、間接税をやつておるという状況の中で、我々は国際競争の中で生き抜いていかねばならぬという状況にありますので、今申し上げたように、五%という状況でやるというのができるであろうかというと、今、残念ながらそ

とんどやつていませんから、これをヨーロッパ並みに負担すれば、全体としていいますと、日本の方が軽いんですよ。そういうことを考へないと、何か消費税しかないとか、一〇%がいいとか、そういう議論にだけ集中して国民負担のことばかり考へるようでは、これは逆統制経済ということになりますから、国民を統制するようなことを余りやらないでほしい。負担を軽くしてもらいたい。

それで、内需を拡大しようとしたら、そちらの方を拡大しないと、本当に輸出依存それから投機依存という体質を変えることはできません。内需を拡大しようとしたら、雇用の安定、社会保障の充実、負担の軽減、こういう方向しかないとことでありまして、私は、もう時間が参りましたので、以上の点を申し上げまして、終わらせていただきます。

○木村(隆)委員長 ただいま議題となりました金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する修正案

君。竹本直一君外四名から、自由民主党及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。木村隆秀君。

○佐々木(憲)委員 総理の発想は、私は、税制全体を見ると非常に偏つてゐるんじゃないかと思うんですよ。

○佐々木(憲)委員 私は何も統制経済をやれと御存じのとおりだと存じます。

○田中委員長 この際、ただいま議題となりました両案中、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、

規律を生み出し、また、業界内での相互監視機能が働き、最も少ないコストで対処できるのであります。

貸し渋り対策となる保証がないことです。過去二年間に十二・四兆円もの資本注入が行われましたが、銀行業界全体で八十四兆円も中小企業向け融資が削減され、貸し渋り対策につながりませんでした。

さらに、本法案では、中小企業向け貸出残高など地域経済貢献目標が未達成の場合に株主責任や経営責任を問う現行法の仕組みを削除するなど、目標達成を一層あいまいにするものとなっていました。そのため、本法案の資本注入が貸し渋り対策として機能する保証はありません。

今求められているのは、貸し渋りや貸しはがしを進めていける金融機関の姿勢を正すことであり、中小企業を直接支援することであります。日本共産党が提案してきた地域金融活性化法もその一つであります。信用保証制度の責任共有制度の導入や政府系金融機関の弱体化など、この間政府が行ってきた施策を見直すことこそ必要であります。

なお、修正案は、「従前の経営体制の見直し」を経営強化計画の要件に入れたものの、国民負担の仕組みなど根本的な問題は変わっていないので、賛成できません。

次に、保険業法改正案についてです。

保険契約者保護制度は、保険会社の破綻時に機構が資金援助等を行うことにより破綻保険会社の保険契約者等を保護する仕組みであります。本来、その費用は保険業界全体で負担するのが原則であります。責任のない国民に破綻保険会社の損失を無制限に負担させる仕組みを延長する本法案

には、反対であります。大和生命の破綻を含め、これまでの保険会社破綻の背景には、過度の高リスク金融商品での運用、生保不信による解約増、バブル期の乱脈経営などが指摘されています。こうした経営責任と監督責任を怠ったまま税金投入する仕組みを残せば、業界と政府のモラルハザードを招くことになるのであります。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました
た。

○田中委員長 これより採決に入ります。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別
措置法の一部を改正する法律案及びこれに対する
修正案について採決いたします。

まず、竹本直一君外四名提出の修正案について
採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○田中委員長 起立多數。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多數。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、保険業法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○田中委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

一部を改正する法律案に対し、山本明彦君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。古本伸一郎君。

○古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。

趣旨の説明をいたします。
金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 農林中央金庫及び農協系統金融機関は、本法に基づく公的資金注入の対象となることにはかんがみ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性を確保すること。

農林中央金庫をはじめとする農協等系統金融機関の農業融資及び資金運用の実態については、その一層の開示に努めること。また、農林中央金庫については、その使命にかんがみ、農林中央金庫に対し公的資金を注入した場合には、農林水産行政に深く関わつた理事長については、その報酬等の処遇情報は、自的な開示がなされるよう、強く促すこと。公的資金注入を受けた協同組織中央機関等については、その内容を、国会に報告すること。

融機関は、農業者等の育成、農林水産業の発展を図ることを使命としていることにかんがみ、その資金については農業者等に対する金融の円滑化を一層図るとともに、市場運用についても十分留意するものとすること。地方公共団体が支配株主となつてゐる金融機関については、支配株主である公共団体が

その資本の充実について一義的に責任を持つこととすること。

改正法の運用に当たっては、その趣旨である「中小企業の金融の円滑化や地域における経済の活性化」を旨とし、経営者の責めに歸すべき事由により經營難に陥つた個別金融機関の安易な救済を目的とする運用は厳に慎むこと。

滑化や地域における経済の活性化を確実にするために、政府答弁に基づく「金融検査マニュアルの見直し」の迅速な実施と周知徹底を行うとともに、政府において中小企業の資金繰り状況の把握に努め、その結果に基づき、速やかに必要な対応に努めること。

一 中小企業に対する貸し渋り、貸しはがしを防止し、地域への貢献や中小企業に対する金融の円滑化などの情報を積極的に開示するよう、金融機関に対して要請する。

以上であります。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

採決いたします。

○田中委員長 起立多數。よつて、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。金融担
当大臣中川昭一君。

○中川国務大臣　ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして、配慮してまいりたいと存じます。

○田中委員長　お詣りいたします。
ただいま議決いたしました両法律案に関する委

員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

で定めるもの

第一条のうち金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定のうち第三十四条の八第二項中「(同項第一号に係るもの)を除く。」を削る。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四条第一項第五号及び第六号の改正規定中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第四号中「責任」を「従前の経営体制の見直しその他の責任」に改め、同項第五号」に改める。

第一条のうち金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十六条第一項第五号及びハを削る改正規定中「第十六条第一項第五号」を「第六条第一項第五号イ中「責任」を「従前の経営体制の見直しその他の責任」に改め、同号口」に改める。

第一条のうち金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四章の次に一章を加える改正規定中第三十四条の三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 当該協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令

平成二十年十一月十七日印刷

平成二十年十一月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A